

# 農家の皆様へ

平成24年4月5日  
福島県農林水産部

1 平成24年産稲の作付けについては、農林水産省が2月28日に「24年産稲の作付に関する方針」、3月9日に「24年産稲の作付制限区域の設定等について」を公表しておりましたが、本日、原子力災害対策本部長である内閣総理大臣から、福島県知事に対し、平成24年産稲の「作付制限」及び「出荷制限」について、関係自治体の長及び関係事業者等に要請するよう指示がありました。

(1) 平成24年産稲の作付制限が指示された区域では、食用、非食用の全ての稲の作付けができません。

平成25年の作付けに向けては、除染や水田の保全管理などの取組みが必要となることから、県では、作付制限区域における早期作付再開に向けた地域の取組みをしっかりと支援してまいります。

(2) 平成24年産稲の作付けが条件付きで認められた区域（事前出荷制限が指示された区域）では、飯米農家を含む全ての稲作農家等が生産する全ての米について、生産から販売まで徹底した管理（生産管理・全袋検査）が必要となることから、県では、新基準値を超過する米が流通しないために必要な取組み等について、しっかりと支援してまいります。

(3) なお、損害賠償については、作付制限が指示された区域においては、稲の作付けをしなかったことによる損害が賠償の対象となります。

また、事前出荷制限が指示された区域において、作付けを自粛する稲作農家も、自粛するほ場を市町村等が策定する管理計画等に位置付ければ、賠償の対象となります。

さらに、旧緊急時避難準備区域等にあつては、市町村より作付自粛要請が行われた場合、稲の作付けをしなかったことによる損害が賠償の対象となります。

- 2 稲作農家の皆様には大変厳しい取組みを求められておりますが、安全な米を生産し、消費者に安心して食べていただくために、さらには、風評被害を払拭し県産米の信頼を取り戻すためには、国の方針に地域ぐるみで応えることが必要不可欠であり、農家の皆様の御理解と御協力がなければ、成し遂げることができません。
- 3 基幹産業である農業の力強い再生こそが、福島復興をけん引するとの強い思いの下、今後とも、農家の皆様はもとより、市町村や関係団体と一体となって、全力を尽くしてまいりますので、皆様の御理解と御協力をお願いいたします。

## 24年産稲の作付制限及び事前出荷制限の指示対象区域 (平成24年4月5日)

### 1 作付制限を行う区域

(1) 警戒区域（平成24年3月末時点の警戒区域をいう。以下同じ。）

福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域

(2) 計画的避難区域（平成24年3月末時点の計画的避難区域をいう。以下同じ。）

市町村名	地名
葛尾村	福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内を除く区域
浪江町	福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内を除く区域
飯館村	全域
川俣町	山木屋、町内国有林福島森林管理署161林班から165林班まで及び167林班
南相馬市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・福島第一原子力発電所から半径20キロメートル以上30キロメートル圏内の区域のうち原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峠、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字枯木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字薬師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城</li> <li>・市内国有林磐城森林管理署2004林班から2087林班まで、2088林班の一部、2089林班から2091林班まで、2095林班から2099林班まで及び2130林班</li> </ul>

(3) 23年産米の調査において500 Bq/kgを超過した数値が検出された地域のうち、以下の区域

市町村名	旧市町村名	地名
福島市	小国村	全域
	福島市	渡利、小倉寺及び南向台
伊達市	月舘町	月舘町月舘（関ノ下、松橋川原、川向及び舘ノ腰を除く。）、月舘町布川、月舘町御代田（北、東、西及び新堀ノ内を除く。）
	小国村	全域
	掛田町	霊山町掛田
	富成村	全域
	柱沢村	保原町所沢（明夫内田、久保田、田仲内、西郡山、菅ノ町、河原田、東深町、西深町及び東田を除く。）、保原町柱田（挟田、平、宮ノ内、前田、稲荷妻、砂子下及び根岸を除く。）
二本松市	堰本村	梁川町大関（寺脇、清水、清水沢、松平、久保、棚塚、里クキ、山ノ口、宝木沢、笠石及び上ノ台に限る。）
	渋川村	吉倉

(4) 23年産米の調査において100 Bq/kg超から500 Bq/kg以下の数値が検出された地域のうち、以下の区域

市町村名	旧市町村名	地名
相馬市	玉野村	全域

## 2 事前出荷制限を行う区域

### (1) 旧緊急時避難準備区域等

市町村名	地名
広野町	全域
檜葉町	福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内を除く区域
川内村	福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内を除く区域
田村市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 都路町、船引町横道、船引町中山字小塚及び字下馬沢、常葉町堀田並びに常葉町山根</li> <li>・ 市内国有林福島森林管理署251林班の一部、252林班、253林班の一部、258林班から270林班まで、283林班から300林班まで及び301林班から303林班までの一部</li> </ul> のうち福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内を除く区域
南相馬市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内</li> <li>・ 福島第一原子力発電所から半径20キロメートル以上30キロメートル圏内のうち原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峠、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字枯木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字薬師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城</li> <li>・ 市内国有林磐城森林管理署2004林班から2087林班まで、2088林班の一部、2089林班から2091林班まで、2095林班から2099林班まで及び2130林班を除く区域</li> </ul>

### (2) 23年産米の調査において500 Bq/kgを超過した数値が検出された地域のうち、作付制限区域を除く以下の区域

市町村名	旧市町村名	地名
福島市	福島市	渡利、小倉寺及び南向台を除く区域
伊達市	月舘町	月舘町月舘（関ノ下、松橋川原、川向及び月舘ノ腰に限る。）、月舘町御代田（北、東、西及び新堀ノ内に限る。）、
	掛田町	霊山町山野川
	柱沢村	保原町所沢（明夫内田、久保田、田仲内、西郡山、菅ノ町、河原田、東深町、西深町及び東田に限る。）、保原町柱田（挟田、平、宮ノ内、前田、稲荷妻、砂子下及び根岸に限る。）、
	堰本村	梁川町大関（寺脇、清水、清水沢、松平、久保、棚塚、里クキ、山ノ口、宝木沢、笠石及び上ノ台を除く。）、梁川町新田、梁川町細谷
二本松市	渋川村	渋川、米沢

(3) 23年産米の調査において100 Bq/kg超から500 Bq/kg以下の数値が検出された地域のうち、以下の区域

市町村名	旧市町村名	地名
福島市	平田村	全域
	庭塚村	全域
	野田村	全域
	余目村	全域
	下川崎村	全域
	松川町	全域
	金谷川村	全域
伊達市	石戸村	全域
	上保原村	全域
	靈山村	全域
	小手村	全域
	富野村	梁川町八幡
二本松市	岳下村	全域
	小浜町	全域
	塩沢村	全域
	木幡村	全域
	戸沢村	全域
	石井村	全域
	新殿村	全域
	太田村 (岩代町)	全域
	太田村 (東和町)	全域
本宮市	白岩村	全域
	和木沢村 (白沢村)	全域
	本宮町	全域
桑折町	半田村	全域
	睦合村	全域
国見町	大木戸村	全域
	小坂村	全域